

標準採点表の運用について

1. 評価項目

評価項目は、全ての業務に共通して必要となる基礎的な内容に関する評価項目（以下「基礎項目」という。）及び、創意工夫に関する評価項目（以下「創意工夫項目」という。）とし、評価項目の配点は表－1のとおりとする。なお、各機関において独自の評価項目の追加が可能であるが、追加項目に係る加点（減点）（以下「オプション点」という。）は、表－1に掲げる評価項目に係る加点（減点）とは別に取り扱うこととする。

表－1 評価項目

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
				調査職員	検査職員
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制	1	－
		管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.5	－
			工程管理（全体）	0.5	－
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	－
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	－
		主任担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	0.5	－
			工程管理	0.5	－
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	－
			説明力（プレゼンテーション力）、協調性	0.5	－
		業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度	2
	途中成果物の内容			2	－
	調整及び説明、対応の迅速性		打合せ内容の理解、記録	1	－
			指示、協議事項への対応	1	－
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）		与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	1.5	－
			仕様書、基準類の理解	1.5	－
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	施工に関する一般的な知識 (診断業務では評価しない)	1	－
			記載の程度	4	4
			成果物の内容 (積算業務、診断業務では評価しない)	4	4
			資料等の整理、指示、協議事項への対応	－	4
	小計				23
合計				35	

※積算業務、診断業務を単独で発注する場合は、小計、合計が異なる。

創意工夫項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性	設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	－
			創意工夫、積極的な提案	1.5	－
		提案力、業務執行技術力	専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	1.5	－
	業務目的の達成度		課題への対応	物理的条件、社会的条件	2
		要望、コスト		2	2
	小計				8
合計				12	

2. 評定点の種別

評定点の種別は、業務評定点（総合点及び基礎点）及び管理技術者評定点と

し、各評定点の内容は以下による。ただし、創意工夫の余地の小さい業務については、創意工夫項目の採点を行わないものとし、総合点と基礎点は同一の点数になる。

また、各機関において評価項目を追加した場合は、別途オプション点の扱いを定める必要がある。

- ① 総合点：基礎項目及び創意工夫項目の得点から求められる評定点（「瑕疵修補又は損害賠償等による減点」が行われた場合は、当該点数を減ずる。）
- ② 基礎点：基礎項目の得点から求められる評定点
- ③ 管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する得点から求められる評定点

ここに、対象業務に関する創意工夫の余地の大小の判断基準は次による。

（創意工夫の余地の大小の判断基準）

創意工夫の余地の大きい業務は、次のいずれかを満たす業務とし、創意工夫の余地の小さい業務は、当該業務以外の業務とする。

- イ 一級建築士でなければできない設計、もしくは一級建築士または二級建築士でなければできない設計（設計の一部のみを発注する場合を除く）
- ロ 上記イ以外の業務のうち、業務の内容が高度な知識又は高度な構想力もしくは応用力を必要とする業務

3. 検査職員及び調査職員の採点

検査職員及び調査職員の採点は、次によるものとする。

- ① 検査職員は、採点表の③検査職員用により採点を行う。
- ② 総括調査員は、採点表の①総括調査員用により採点を行う。
- ③ 主任調査員又は調査員（各分野）は、採点表の②主任調査員又は調査員用（各分野）により採点を行う。

調査職員のうち、総括的な役割を担うものを総括調査員、各分野のうち主たる役割を担うものを主任調査員、その他を調査員とする。ただし、各機関の実状に応じて、その名称を問わず、該当する役割を担う職員によって採点を行うことができるものとする。

4. 評定点の算出

採点を行った検査職員及び調査職員（以下「採点者」という。）の採点結果に基づき、次の方法により評定点を算出する。

- ① 業務内容に応じて、各採点者の配点比率を設定する。その際、次の考え方を参考にする。

（配点比率を設定する際の考え方）

まず、各分野の調査職員の加減点数の配点比率を、合計が1.0になるように業務内容に応じて適切に設定する。次に、総括調査員の配点を、総括調査員の配点以外の調査職員のいずれの配点も下回らないような最小の比率で設定する。なお、総括調査員の配点比率は、小数点以下第3位を四捨五入した数値とする。各分野の検査職員の配点比率については、調査職員のそれと同じとする。（表－2参照）

- ② 各採点者の項目毎の配点は、表－１の評価項目毎の配点に上記①で設定した配点比率を乗じて算出する。
- ③ 各採点者の採点結果は、採点の対象項目の配点に得点率を乗じた値を合計して算出する。
- ④ 基礎点：基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を、６５点（標準点）に加算して算出する。ただし、積算業務や診断業務を単独で発注する場合には、当該合計値を３５点満点に換算した値を、６５点（標準点）に加算して算出する。
- ⑤ 総合点：創意工夫項目及び基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を３５点満点に換算した値を、６５点（標準点）に加算して算出する。
- ⑥ 管理技術者の評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を３５点満点に換算した値を、６５点（標準点）に加算して算出する。
- ⑦ 基礎点、総合点、管理技術者の評定点は、小数点以下四捨五入した整数とする。

【参考：評定点の算出式】

$$\begin{aligned}
 \text{(評定点)} = & \{ (\text{対象項目に対する採点結果の合計値}) \times \frac{35 \text{点}}{\text{対象項目に対する配点の合計 (満点)}} \} \\
 & + 65 \text{点 (標準点)}
 \end{aligned}$$

表－２ 業務内容に応じた配点比率例

※延床面積 3,000㎡の庁舎の例

業務内容		総括 調査員	総括調査員以外の調査職員（検査職員）						
			建築			電気		機械	
			総合	構造	積算	電気	積算	機械	積算
創意工夫の 余地の大きい 業務（新築）	設計業務（設計・積算込）〈全分野〉	0.40	0.60						
		—	0.420	0.120	0.060	0.180	0.020	0.180	0.020
	〃 〈構造分野除く〉	0.40	0.60						
		—	0.470	—	0.070	0.205	0.025	0.205	0.025
	〃 〈建築分野のみ〉	0.50	0.50						
		—	0.700	0.200	0.100	—	—	—	—
	〃 〈総合分野のみ〉	0.60	0.40						
		—	0.875	—	0.125	—	—	—	—
	〃 〈設備分野のみ〉	0.40	0.60						
		—	—	—	—	0.450	0.050	0.450	0.050
	設計業務（設計のみ）〈建築・設備分野〉	0.40	0.60						
		—	0.465	0.135	—	0.200	—	0.200	—
	〃 〈構造分野除く〉	0.45	0.55						
		—	0.540	—	—	0.230	—	0.230	—
	〃 〈建築分野のみ〉	0.55	0.45						
		—	0.780	0.220	—	—	—	—	—
	積算業務（単独発注）〈建築分野のみ〉	0.55	0.45						
		—	—	—	1.000	—	—	—	—
	設備改修工事の設計業務の例 （創意工夫の余地の大きい業務）	0.30	0.70						
		—	0.305	—	0.045	0.295	0.030	0.295	0.030

5. 評価細目

評価細目については、各機関の実情に応じて微修正が可能であるが、その際、次の事項に留意する。

(評価細目を修正する上での留意事項)

- ・評価細目は、2細目ずつが同じ事項に関する評価を行う組とし、奇数番目の細目は「最低限満たすべき事項」として、偶数番目の細目は、「加点要素」として構成する。（このため、各組ごとに奇数番目の細目について得点した場合に限り、偶数番目の細目の得点を行うことができる。）
- ・各評価項目毎に、評価細目の半数の評価を得た場合に±0の評価となり、評価項目に対して標準的な得点となるよう設定する。